

第 54 回板橋区民まつり 区民出店参加募集要領

1 開催予定日時(※小雨決行)

令和7年 10 月 18 日(土) : 11:00~17:00 ・ 19 日(日) : 9:00~16:00
第 54 回テーマ:人とまちをつなぐ、緑と文化の輝くまち板橋

2 出店(展)場所及び募集テント数

板一中校庭(楽市楽座ひろば)、大山公園内(SDGsひろば) : 20テント程度

3 応募資格

- (1) 出店代表者または担当者が板橋区在住・在勤であること。
※出店代表者または担当者の在住・在勤が確認できる証明書類を出店(展)申込書に同封していただきます。
＜証明書類の例＞
【在住確認】 マイナンバーカード、運転免許証、保険証、その他公的機関発行の証明書類の写し
【在勤確認】 身分証明書(勤務先住所が板橋区内)、在勤証明書(会社の証明印が必要)の写し
- (2) 物品・食品の販売や活動 PR 等ではなく、役務(マッサージ、占い等)・政治活動や宗教活動を目的とした出店(展)はできません。
- (3) 申込みは 1 団体(個人)につき 1 件までとします。複数団体で代表者または担当者の氏名・住所が同一だった場合、その複数団体は重複申込と判断します。
出店(展)名・担当者等の名前をかえての重複申込はできません。同一人物が複数団体の担当者を兼ねることはできません。申込後の代表者・担当者の変更はできません。
※なお、重複申込みが判明した場合は、すべての申込みを取り消しますのでご注意ください。
- (4) 板橋区商店街連合会と重複しての申込みはできません。
- (5) 板橋のいっぴん事務局と重複しての申込みはできません。

4 応募方法

- (1) 本募集要領に書かれている事項に従い、別紙「出店(展)申込書」で申し込みください。
- (2) 出店(展)申込書は、証明書類を同封の上、8 月 1 日(金)17 時まで(郵便は同日必着分まで有効)に板橋区観光協会(板橋区役所くらしと観光課内)に提出してください。
証明書類を同封漏れの場合、応募は無効となります。
- (3) 申込み後の出店名、出店(展)内容(P R 内容・販売品目など)の変更は一切できませんので、ご注意ください。
※例年応募多数により、抽選にて出店(展)団体を決定しております。抽選については事務局にて厳正に実施した上、当選した団体にもみご連絡致します。

5 当選連絡

- (1) 抽選の結果、8 月 14 日(木)17 時までに当選した団体の代表者のメールアドレス宛に連絡します。落選となった団体には連絡しませんのでご了承ください。
- (2) 当選者は、確認のため 8 月 21 日(木)までにメールで返信をお願いします。返信が無い場合は、当選無効となります。
※当選者は、打合せ会に必ず出席してください。(9月5日(金)13時に開催予定)
※記入された住所に郵送した郵便物の返戻等があった場合は、出店(展)を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

6 出店(展)料

2日間で 30,000 円 出店料は打ち合わせ会の際にお支払ください(お支払いただけない場合は 当選無効となります)。

※出店(展)当選決定後のキャンセル期限は 8 月 26 日(火)17 時までとし、それ以降にキャンセルした場合、次年度の出店(展)申込ができなくなります。

7 テント・設備

- (1) テント(間口 3.6 ㎡×奥行き 2.7 ㎡)、机(1.8 ㎡×0.75 ㎡)3 台、パイプイス 3 脚
- (2) 電気設備:電球 2 個 コンセント1個(300W 以内)で申込者のみ)
- (3) 上記以外の備品については、出店(展)者側でご用意ください。
 - ※ 上記の備品を一部でも破損した場合は、当該備品を弁償していただく場合があります。
 - ※ テント面積を越える備品の設置はできません。
 - ※ 出店(展)はテント内で行っていただきます。テントの枠外での出店(展)はできません。

8 注意事項

- (1) 準備・後片付けなどについて
 - ① 設備以外の準備・片付けは全て出店(展)者で行ってください。
 - ② ごみは、必ず出店(展)者の責任において、全て持ち帰ってください。
 - ③ 出店(展)で使用した油等を学校・公園等の水道設備や排水枥へ絶対に捨てないでください。
 - ④ 出店(展)会場内及び健康長寿医療センター敷地内に駐車はできません。
 - ⑤ 区民まつり開催中は、会場周辺で交通規制(土曜日:11:30~17:00、日曜日:9:00~16:30)が行われます。その間、物品の搬入等車両の運行ができなくなりますので、注意してください。
 - ⑥ 荒天時は、主催者側の判断により中止します。その場合はホームページで公表します。
- (2) 販売方法について
 - ① 販売の際は、極力、ごみの出ない販売方法や、リサイクル回収しやすいものを使うなどの工夫をしてください。なお、つまようじは回収が困難なため、絶対に使用しないでください。また、竹串などの先端が尖ったものは、事故のもとになりますので、ご使用をお控えください。
 - ② 食品に容器を使用する場合は、必ず非石油製品の容器(紙、パルプモード、バガス容器等)を使用してください。
 - ③ 飲料水用に容器を使用する場合は、非石油製品の容器の使用にご協力ください。
 - ④ 購入者がマイボトルを使用する場合は、同ボトルに飲料水を注いで販売してください。
 - ⑤ 火気を使用する場合、カセットコンロまたはプロパンガスを使用してください。炭火の使用はできません。なお、火気を使用する場合については、必ず消火器を用意してください。火災予防条例改正(26年8月1日施行)に伴い、火気を使用する場合は消火器の準備が必要になりました。準備する消火器は粉末消火器(一般に「10型」と称されるもの)としてください。
また、発電機(ガソリン等揮発性が高い燃料)を使用する場合も、消火器の準備が必要になります。発電機を使用する出店(展)者に関しては、必ず消火器を用意してください。ご用意がない場合は発電機の取り扱いができません。なお、発電機を使用する際のガソリンの保管については、必ず金属製の携行缶を使用してください。
 - ⑥ 販売品は責任を持って良質で低廉な価格での販売にご協力ください。また、価格表記はわかりやすく掲示してください。
 - ⑦ 販売品に対する苦情は出店(展)者の責任で誠意を持って取替・返金等の対処をしてください。
 - ⑧ 法律・条例に抵触する物品及び社会通念上不相当と思われる物品(偽ブランド品・海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物)の販売はできません。
 - ⑨ 食品・酒類を販売する場合は、関連法規の遵守、保健所、税務署の指導に必ず従ってください。
 - <食品を販売する予定の方>
模擬店で取扱いできない食品(生もの・生クリーム・ラーメン・そば・スパゲティー等)がありますのでご注意ください。取り扱うことのできる食品及び注意点については、別冊「行事で食品を取り扱う方々へ」の1頁~4頁を、必ずご確認ください。
なお、当日テント内で調理する食品は1品目のみとなります。
 - <酒類を販売する予定の方>
未開封の缶(ビン)で酒類を販売する場合は、酒税法上の酒類販売免許が必要となります。
なお、酒類の販売に関する税務署への申請は、出店(展)者側で行ってください。
詳しくは豊島税務署 酒類指導官部門 03-3984-2171 にお問い合わせください。
 - ⑩ 購入者の求めに応じて、領収証を発行してください。
 - ⑪ 業務用車両による販売は禁止します。
- (3) その他
 - ① 出店(展)テントの位置は、出店(展)品目を考慮して、主催者が決定します。
 - ② 販売を伴う場合は、区民まつり終了後に「売上金報告書」を提出していただきます。

- ③ 東京都暴力団排除条例及び東京都板橋区暴力団排除条例に定める暴力団および暴力団員の関与を禁止します。提出いただく出店（展）申込書に基づき関与の有無について警察署に照会します。関与が認められた場合は出店（展）を取り消します。
- ④ お支払いいただいた出店(展)料は、まつり開催中止の場合以外を除き、いかなる理由でもお返しいたしません。あらかじめご承知ください。
- ⑤ 募金箱の設置や募金を呼び掛ける等の募金活動はできません。
- ⑥ 主催者の指導には必ず従ってください。従っていないと主催者側が判断した場合は出店(展)を取り消します。

9 個人情報の取り扱いについて

板橋区民まつりの出(展)店・出演等の申し込みを通して知り得た個人情報は、下記の場合を除き、適切に保護し、第三者に開示又は漏洩しません。なお、知り得た個人情報は、すべての連絡等が終了した後、責任をもって処分いたします。

- (1) 団体名、出店(展)・出演等責任者及び連絡担当者の氏名を区民まつり実行委員会、区民まつり検討委員会、出店(展)・出演者説明会等で開示する場合
- (2) 観光協会が、区民まつりの出店(展)・出演等にあたっての連絡用として利用する場合
- (3) 出店(展)・出演等責任者及び連絡担当者等の同意を得た場合

10 問合せ先

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター6階 板橋区役所くらしと観光課内
板橋区観光協会 電話:03-3579-2255